

第6回建築物衛生管理に関する検討会

日時 令和3年6月29日(火)
15:30～

場所

開催形式 Web開催

○北村生活衛生課課長補佐 定刻となりましたので、ただいまから「第6回建築物衛生管理に関する検討会」を開催いたします。本日は、お忙しい中御参集いただきありがとうございます。今回もWeb開催としております。また、本日の審議の状況につきましては、音声のみ配信をしております。

本日は、委員全員に御出席いただいております。中野先生におかれましては、4時頃に途中退席されると御連絡を頂いております。

それでは、本検討会の進行及び配布資料について御説明いたします。毎回の注意事項となりますけれども、円滑な進行のため、次の点に御注意ください。発言される方以外は、マイクをミュート設定をお願いいたします。発言される場合は、チャットなどでお知らせください。座長又は事務局が確認しましたら指名させていただきます。指名された方は、ミュート設定を解除して御発言をお願いいたします。また、発言をされる前には、お名前をお伝えください。発言が終わりましたら、再びミュート設定にしてください。以上です。

続いて、資料の確認です。資料には通し番号は付けておりませんが、資料一式の電子ファイルの1ページ目からが資料1、27ページからが資料2となっています。参考資料は1から6まで用意しています。

それでは、以降の進行は座長をお願いいたします。

○倉淵座長 皆さん、こんにちは。本日は、報告書の確認ということになります。議題の1「報告書案について」、事務局より説明をお願いいたします。ページ数が多いので、適当に区切りながら説明をお願いします。

○北村生活衛生課課長補佐 資料1をご覧ください。

1ページの1、「はじめに」から説明します。「建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。)に規定する特定建築物の要件及び建築物環境衛生管理基準については、平成15年4月の改正以降、見直しが行われていないところである。この間、特定建築物を取り巻く状況は大きく変化し、建築物はより大規模化・高層化が進んだことに加え、建築物衛生設備・機器に関するICTは大きく進展し、さらに、国際機関では室内空気質ガイドライン等の見直しが行われている。また、規制改革ホットラインには、「ICTの活用を前提に、建築物環境衛生管理技術者の兼務制限を緩和するべきである」との意見が寄せられたところである。これらの状況を踏まえ、厚生労働省では令和2年12月に建築物衛生に係る有識者で構成する「建築物衛生管理に関する検討会」を立ち上げ、特定建築物の要件、国際基準等を踏まえた建築物環境衛生管理基準の見直し等、適切な建築物衛生管理に必要な事項について、6回にわたり検討を行い、本報告書を取りまとめた」としております。

続いて、2の「建築物環境衛生管理技術者の兼任について」です。(1)建築物環境衛生管理技術者制度が設けられた背景ということで、こちらは検討会では御紹介してませんが、管理技術者制度がどういう目的で設けられたのかを説明しています。「昭和30年～40年代には、人口の都市集中、建築物の高層化、巨大化が促進される一方で、高層建

建築物等における空気調和設備の不適切な管理による健康上の障害、給排水設備の不備による伝染性疾患の発生等の問題を生じていたことから、昭和 41 年の公害審議会の中間答申において、「多数人利用建築物の衛生基準の設定」が盛り込まれ、「厚生行政において当面取り上げるべき措置」として、以下のように示された。多数人の利用する建築物の環境衛生を保持向上させるためには、設計及び施行にあたっての適正な措置は勿論必要であるが、建築物の維持管理にあたっての措置がより重要な影響を与えるものと考えられる。従って維持管理についての適正な基準を早急に設定し、その環境衛生の改善について積極的に必要な指導及び助成を行っていくべきである。すなわち、建築物の管理者の責任を明確にするとともに、維持管理技術者の設置養成及び監視体制の強化並びに環境衛生に関する社会的啓蒙活動等について意欲的に厚生行政の中にとり込み、強力にその実施をはかるべきである。また、昭和 40 年当時、米国や西ドイツ等で以下のようなビル管理に関する技術者の存在が報告されており、これらの状況を踏まえつつ、建築物衛生法において、建築物環境衛生管理技術者制度が設けられた」というようにまとめております。

次の 2 ページの表 1 として、昭和 40 年頃の海外のビル管理専門職の概要をまとめております。こちらは、昭和 41 年に実施された「ビルディングの環境衛生基準に関する研究」から引用し、事務局でまとめたものになっています。

続けます。(2)の「建築物環境衛生管理技術者に関する規定」ということでまとめています。①です。「特定建築物の所有者(所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者。以下「特定建築物所有者等」という。)は、特定建築物の維持管理が環境衛生上適正に行なわれるように監督をさせるため、建築物環境衛生管理技術者を選任しなければならないとされている。なお、「選任する」とは「置く」という場合と異なり、特定建築物所有者等との間に何らかの法律上の関係(例えば委任関係)があれば足り、身分関係があることを要せず、かつ常駐することは必ずしも必要ではない」というように今の規定ではなっています。※で小さく書いてありますが、現在の特定建築物は、令和元年度末現在、全国で 46,756 棟が保健所に届出されております。

②です。「管理者技術者の職務は、特定建築物の維持管理が建築物環境衛生管理基準に従って行われるよう監督することであり、必要があると認めるときには、当該特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有するもの(以下「特定建築物維持管理権原者」という。)に対し、意見を述べることができ、また特定建築物維持管理権原者はその意見を尊重しなければならないとされている」と規定されております。2 ページの管理技術者の業務フローにあるとおり、管理技術者は測定や調査そのものをするわけではなく、維持管理計画全体の立案やその進行管理、あとは定期的に行われる測定結果などで何か問題が生じていないかを確認しながら、このフローを回していくのが管理技術者の職務となっています。

3 ページに移ります。③です。「管理技術者の具体的な選任方法については、建築物に

おける衛生的環境の確保に関する法律施行規則等において、以下のように示されている。特定建築物所有者等は、特定建築物ごとに管理技術者を選任する。複数の特定建築物について、相互の距離、それぞれの用途、構造設備、特定用途に供される部分の延べ面積、特定建築物所有者等又は維持管理権原者の状況等から複数の特定建築物の管理技術者となっても、その職務を遂行するのに支障がない場合を除き、管理技術者は、同時に複数の特定建築物の管理技術者となることはできない」となっています。

この「職務を遂行するのに支障がない場合」についての解釈として、平成 14 年に国から通知を出しています。「学校教育法第 1 条に規定する学校以外」、すなわち民間ビル等が該当しますが、「統一的管理性が確保されている場合においては、3 棟までの兼任を認めることができる」という兼任可能な棟数の上限を示しています。「学校教育法第 1 条に規定する学校の場合」は、「同一敷地内又は近接する敷地内にある建築物で、統一的管理性が確保されている場合においては、兼任を認めることができる」となっており、こちらは上限はないのですが、統一的管理は確保されていることが条件となっています。

この統一的管理性は何か、ということですが、「建築物の維持管理権原者が同一で、かつ、空気調和設備、給水設備等建築物の衛生的環境の確保に係る設備が類似の形式であり、管理方法の統一化が可能なものをいうものであること」と通知で示しています。

参考として、今回、管理技術者と同様の制度が海外にもあるのかについて調べた結果を記載しております。結果的には、建築物環境衛生管理技術者という同じような国家資格はありませんでしたが、例えばアメリカ、イギリス、オーストラリアでは、Building Services Engineer という専門職が存在し、換気、暖房、給水、廃棄物、排水などの一連のビルメンテナンス業務の計画及びその計画を遂行する上で重要な役割を担っているほか、建物のエネルギー管理システムの監視等を行っているということが分かっております。

続きまして、(3)管理技術者の兼任状況についてです。「管理技術者の兼任状況は保健所で把握していることから、自治体に対し、管理技術者の選任に関する調査を令和 3 年 2 月及び 4 月の 2 回に分けて行った。」調査結果ですが、①特定建築物において管理技術者の兼任を認めているのは 154 の自治体であり、1 の自治体においては兼任を認めていなかった。また、兼任を認めている 154 の自治体のうち、通知、ここでいう通知は平成 14 年に国が示している通知ですが、「通知に準じ 3 棟まで兼任を認めているのは 148 の自治体であり、2 棟までとしているのは 3 の自治体、4 棟以上としているのは 3 の自治体であった。さらに、管理技術者の選任について、県境を越えて兼任を認めていると回答した自治体は 157 自治体中 41 自治体(26%)であった」ことが分かりました。

それから、兼任を認めている特定建築物と兼任していない特定建築物について、それぞれの衛生管理状況を比較した場合、ほとんどの自治体(96%)から「管理状況に違いはない」という回答が得られております。その中で、「衛生管理状態に違いがある」とした自治体の回答がここに書いてあるものになります。「建築物環境衛生管理技術者の居住地や所属事務所が遠方の場合は、設備や管理状況を正確に把握していない場合が多く、書類の

保管の不備など、当該特定建築物における不適率が高い傾向がある」、「兼任している 2 棟とも、二酸化炭素の含有率の基準超過や冬期における加湿不足等の問題が見られたが、具体的対応策が講じられず、当該特定建築物の空気環境の維持管理が適切に行われていなかった事例がある」、「建築物環境衛生管理基準等の理解不足により、報告書等の内容に不備が多い」、ただしこの結果が、「兼務の影響なのか管理技術者個人の能力の問題なのかは不明」といった回答が得られています。一方で、問題がないと回答した自治体からは、「過去の立入検査の結果から、当該特定建築物の維持管理に支障がないと判断した特定建築物に限って兼任を認めているため、管理技術者を兼任している特定建築物と兼任していない特定建築物において、衛生管理状況に違いはないというのが主な意見でした。

5 ページに移ります。(4)として、建築物衛生管理に関する ICT の現状をまとめております。空気調和設備メーカー等に対し、建築物衛生管理に係る ICT の状況と、ICT を活用することによる管理技術者の兼任要件緩和の可能性について、ヒアリングを実施しました。建築物衛生管理に関する ICT の状況について、まず活用する利点ですが、空気環境の自動測定では、温度、湿度は多数採用事例があり、二酸化炭素濃度による事例が増加しつつある。測定データ等の情報が容易に共有され、遠隔監視が可能。自動測定で日々のデータを蓄積し、不具合を事前に予知・早期発見することによって、建築物環境衛生管理基準値を超過することなく、良好な状態を維持することが可能。ネットワークに接続されていない計器類であっても、IoT カメラを設置することで、点検作業の効率化が可能。空調システムの全体を分かりやすく表示させる機能により、建物全体のシステム把握が容易。現在の建築物の維持管理の質は、管理技術者個人の能力・経験による部分が大きいですが、クラウド上に蓄積されるデータを、用途、規模、設備種別ごとに分析することで、今後の建築物の維持管理の向上につながる。こうした意見が報告されています。

6 ページと 7 ページの上に、今回ヒアリングに御協力いただきました企業様の資料を添付しています。

7 ページの 27 行目からになります。一方で、ICT では対応が困難な点ということも報告がありました。まず、一酸化炭素、粉じん、気流について自動測定を行っている例は少ない。自動測定のセンサ類は、人が直接取り扱う測定機器と比較すると定期的な較正が困難。既存施設に ICT を導入する場合は、比較的費用負担が大きくなる。ねずみ等の防除、清掃等、ICT の活用が困難な維持管理業務もある。このようにまとめております。

これらを踏まえまして、(5)に今回の管理技術者の兼任要件についてまとめました。「自治体に対する調査結果では、全自治体において兼任を認めた事例があり、県境を超えた兼任についても 4 分の 1 以上の自治体で事例があった。また、兼任の有無による衛生管理状況の違いについては、ほとんどの自治体から差はないという回答があった。加えて、建築物衛生管理に係る ICT の活用により、測定データ等の情報が容易に共有され、遠隔監視が可能、ネットワークに接続されていない計器類であっても、IoT カメラを設置することで、点検作業の効率化が可能、空調システムの全体を分かりやすく表示させる機能

により、建物全体のシステム把握が容易等の状況が確認された。このように ICT の進展等により、特定建築物の相互の距離や空気調和設備等の類似性、特定建築物維持管理権原者の同一性等は、特定建築物の維持管理に大きな影響を与えないことが確認されたことから、現在の兼任の可否を判断する基準となっている、特定建築物の相互の距離、それぞれの用途、特定用途に供される部分の延べ面積、構造設備、特定建築物維持管理権原者の同一性については、削除することが適当である。ただし、あらゆる建築物衛生管理が ICT で対応できるわけではないことから、ICT が導入されることをもって、無条件に管理技術者の兼任を認めることは適当ではない。導入されている ICT により、管理技術者のどの業務が、どの程度軽減されるのか等について、特定建築物維持管理権原者と管理技術者の双方で確認し、兼任の可能性について検討することが重要である。なお、検討会の議論において、無条件に棟数と延べ面積の制限を撤廃するのは適当ではなく、兼任を認める条件と上限を設定すべきとの意見もあったが、建築物の用途や設備等の状況は様々であり、兼任できる棟数や延べ面積の上限を国で一律に示すことは困難である。以上を踏まえ、一人の管理技術者が複数の特定建築物の管理技術者を兼務する場合、特定建築物所有者等は特定建築物維持管理権原者の意見を聴取し、当該管理技術者が職務の遂行に支障がないことを予め確認し、管理技術者とそれぞれの特定建築物所有者等(既に選任されている特定建築物所有者等も含む)が兼任することについて合意形成することを必須条件とするとともに、現在の「一の特定建築物の管理技術者が、同時に他の特定建築物の管理技術者とならないようにしなければならない」という原則及び現行の兼務を認める条件や棟数の上限を削除することが適当である。また、特定建築物所有者等は、選任時のみならず、定期的に管理技術者が職務遂行に支障がないかを確認する必要がある」というようにまとめております。

ここの「職務遂行に問題がない」ということの解釈を※の所に書いております。「管理技術者の職務は「特定建築物の維持管理が環境衛生上適正に行われるように監督」することであることから、ここでいう「職務の遂行に支障がない」とは、建築物環境衛生管理基準に従って特定建築物の維持管理をしていることを意味する。よって、例えば空気環境の調整が建築物環境衛生管理基準に従って適正に維持管理されていない特定建築物の管理技術者は、「職務の遂行に支障がない」とはいえず、同時に他の特定建築物を兼務することは適当ではない。この他、管理技術者が自らの居住地等から遠方の特定建築物に選任される場合、環境衛生上、緊急に対応が必要な事態が発生した場合の責任者を予め定め、当該事案について速やかに管理技術者に伝達し、管理技術者が的確に指示できる体制を構築すること等に留意する必要がある」とまとめております。

最後に、この兼務の流れを下の図で簡単にまとめております。特定建築物所有者の職務と維持管理権原者の職務は違いますので、ここでまとめております。特定建築物所有者の職務は、管理技術者を選任するということと、その管理技術者の氏名等を保健所に届け出ることです。一方で、維持管理権原者の職務は、建築物環境衛生管理基準に従って維持管理をすることですので、建築物環境衛生管理技術者から意見があった場合は、その意見を

尊重する必要があります。

現在の規定では、図4の③の「選任」と、④の「届出」という手続きしかないのですが、③の選任をする前の段階で、まず、所有者は、維持管理権原者に意見を聞いていただき、管理技術者の能力に問題がないかを確認していただきます。その意見を踏まえ、所有者と管理技術者の間で兼任についての合意形成をしていただき、その後で選任をして届出をするというような流れを考えております。

長くなりましたが、一旦ここで切りまして、先生方の御意見をお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○倉渕座長 ありがとうございます。まずは、2章の兼任のところまでです。いろいろとケース・バイ・ケースなので、一概に撤廃というわけにもいかなくて、それぞれの建物の事情とか、お願いする環境衛生管理技術者の技量とか、その他諸々を考慮した上で、特定建築物維持管理権原者の意見も伺いつつ、特定建築物所有者が兼任を認めるかどうかの判断をするというような流れのまとめ方で、一応、議論を踏まえた形にまとめていただいておりますけれども、先生方から何か御意見やコメントはありますか。

○中野委員 中野でございます。業界要望として、人材不足といいますか、人手不足ということもあって、できれば兼任を拡大していただきたいということを申し上げてきたことに十分お応えいただいた報告内容かなと理解しております。ポイントになるのは、建物が良好な維持管理がなされているということが、まずは条件になるのだろうと。そのことをもって、兼任の緩和ということに結び付くのだろうと思います。

おっしゃるように、個々にそれぞれ状況が違うわけですから、かねて一律に国のほうで基準をとということも申し上げたことがあるわけですが、なかなかそれも難しいと。ただ、社会的な要請というのは、良好な維持管理がなされるということがまず第一義だと思います。そのことを達成できることが、管理技術者の職務遂行に支障がないということの証だろうと理解しております。

従来は、保健所がその兼務を認めるという図式になっていたわけですがけれども、いわゆる建物所有者若しくは維持管理権限者の責任において、兼務を容認するということで届出をするという形に変わるのかなと思います。これは逆に言えば、保健所の業務の負担軽減ということにも、ある意味ではつながるのかなというようにも理解しています。今後の課題もいろいろあると思いますが、一歩前進ということで、大変大きな進歩かなと理解しております。ありがとうございます。以上です。

○倉渕座長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○秋葉委員 秋葉です。内容ではないのですが、読んでいまして、ICTとかIoTがパッと出てくるのですが、これらについては略語でありますので、最初に出てくる所で何か説明は要らないでしょうか。これは一般化しているから、これでよろしいのでしょうかね。ちょっとそれが気になりました。

○倉渕座長 やはり、初出の所でこういうことをいうというような説明があったほうがい

いでしょう。脚注とかでも結構ですから、何か説明をしていただいたほうがいいと思います。

○秋葉委員 以上です。

○倉渕座長 ありがとうございます。ほかはよろしいでしょうか。

○鎌田委員 鎌田です。私が言いたいのは一言だけでして、よくまとめてくださっているというのと、今回の最終版では随分細かい部分まで直していただいているようで、ずっと問題なく読めたのですが、その中で 1 つだけ気になってしまいまして、1 ページの 22 行目の所で、「設計及び施行」の「施行」が法律の「施行」を書かれているのですが、これはコンストラクションの「施工」の話だと思うのです。

○北村生活衛生課課長補佐 事務局です。これは文献からそのまま抜いていまして、原文のままの表記にしております。直したほうがいいでしょうか。

○鎌田委員 この「施行」で使う意味だと違ってしまうと思うので、直していただいているのではないかと思ったものですから。

○倉渕座長 これは適切な措置という、そうですね、「施行」は何か法律を行うという、そういう意味で言っている訳ではないですよ、これは。多分、もともとがちょっとおかしかったのかもしれない。

○北村生活衛生課課長補佐 そうかもしれません。確認します。

○倉渕座長 ほかはよろしいでしょうか。また何か気が付かれましたら、最後にコメントを頂くということで、先にいきます。3 についてお願いします。

○北村生活衛生課課長補佐 続きまして、9 ページの 32 行目からになります。こちらについては、一度検討会でも御確認いただいた部分になるので、省略させていただきまして、16 ページの 11 行目から説明いたします。(2)国際機関における基準値等を踏まえた建築物環境衛生管理基準の検討の所からです。

まず、①の温度です。「WHO の住宅と健康のガイドラインを踏まえ、建築物衛生法においても、温度の低温側の基準を現在の 17 から 18 度に見直すことが適当である」とまとめております。

②の一酸化炭素です。一酸化炭素による健康影響を踏まえ、WHO が室内空気質ガイドラインにおいて $7\text{mg}/\text{m}^3$ 、これは 20°C 換算ですと 6.0ppm になり、24 時間平均値長期ばく露の値として定めたものですが、 $7\text{mg}/\text{m}^3$ としたことを踏まえ、建築物衛生法においても、一酸化炭素の基準を現在の 10ppm から 6ppm に見直すことが適当である。なお、建築物衛生法においては、大気中における一酸化炭素の含有率がおおむね 10ppm を超えるため、居室における一酸化炭素の含有率が、おおむね 10ppm 以下になるように空気を浄化して供給することが困難である場合は、当該特定建築物における一酸化炭素の含有率の基準値は 10ppm ではなく、 20ppm とする特例措置を設けている。

建築物衛生法制定当時、これは昭和 45 年ですが、大気中の一酸化炭素濃度を図 6-1 に示しております。現在の一酸化炭素濃度と比較すると濃度は高いものの、特例を適用する

条件となる「大気中の一酸化炭素濃度がおおむね 10ppm」よりも低い値であるということが分かっています。また、自治体に、現在確認できる範囲で建築物衛生法施行規則第 2 条に規定する一酸化炭素の含有率の特例を適用した事例の有無を調査したところ、適用した事例はないということが確認されております。以上を踏まえると、大気の状態に応じた一酸化炭素の含有率の特例を廃止しても、特定建築物の維持管理に影響を与えないものと考えております。

続きまして、18 ペーです。③の微小粒子状物質(PM_{2.5})についてです。「微小粒子状物質(PM_{2.5})については、国際機関等の基準値や循環器疾患等の健康影響を考慮し、今後、建築物衛生法においても管理基準項目として追加することを前提に検討を進めることが適当である。

調査結果からは、特定建築物内における PM_{2.5} 濃度は高くない状況であり、環境省大気基準である 1 日平均値 35 μ g/m³であれば、維持管理は可能と考えられる。なお、PM_{2.5}を空気環境の調整の項目に追加する場合は、測定方法、具体的な維持管理手法、事業登録制度との整理等が必要であることから、引き続きデータ等を収集する必要がある。

また、PM_{2.5}の健康影響を考慮し、管理基準項目として追加するまでの間、国は建築物内の PM_{2.5}の有効な維持管理手法(室内の発生源の抑制や空気調和設備等への中性能フィルタの導入等)の周知を図ることが望ましい」としています。

④は二酸化炭素です。「二酸化炭素は、少量であれば人体に影響は見られないが、濃度が高くなると、倦怠感、頭痛、耳鳴り等の症状を訴える者が多くなること、また、室内の二酸化炭素濃度は全般的な室内空気の汚染度や換気の状態を評価する 1 つの指標としても用いられており、二酸化炭素濃度の基準値は 1,000ppm 以下と定められている。

この基準を維持するためには、目安として 1 人 1 時間当たり 30m³の新鮮な外気を取り入れる必要があるとされているが、近年、大気中の二酸化炭素濃度が上昇傾向にあることから、計算上、外気導入量を増やす必要がある。一方で、外気導入量を増やすことは、既存の建築物の換気設備能力との兼ね合いや省エネルギーの観点で問題があり、(公社)空気調和・衛生工学会においては、室内と屋外の二酸化炭素濃度差を規定する提言も示されている。これらの状況を踏まえ、二酸化炭素による健康影響を考慮しつつ、建築物衛生法における二酸化炭素濃度の基準のあり方を引き続き検討する」ということで、3 番目の項目はまとめております。ここで一度区切って、御意見を頂ければと思います。

○倉渕座長 はい。こちらは基準の話ですけれども、今回、改定を提案しているのが温度と CO と PM_{2.5} ですし、あとは保留というか、今後考えなければいけないということでもまとめていただいております。3 についてはいかがでしょうか。PM_{2.5}は、実際にここを規制化するときにはいろいろやらないといけないことがありそうかなど。どうやって設計するのかという話があるので、課題がまだまだあるかと思えます。何かコメント、御意見はありますか。よろしいでしょうか。それでは、どうもありがとうございました。

そうしましたら、4 以降をまとめてお願いいたします。

○北村生活衛生課課長補佐 19 ページの 4「特定建築物の要件の見直しについて」です。こちら前半は、検討会でお示しした調査研究の報告になりますので、説明は省略させていただきます。21 ページの 31 行目の(2)「中規模建築物への適用拡大についての検討」という所から説明させていただきます。

「調査研究の結果、建築物衛生法の努力義務はあるものの、特定建築物と比較すると中規模建築物の維持管理状況には課題があることが示唆された。ただし、中規模建築物数は相当数存在することが推定され、直ちに 3,000m² 以上の建築物と同等の維持管理を一律に義務付けるのは困難である。

中規模建築物については、今後、建築物の用途の種別によるリスクの内容や度合いに応じ、まずは建築物所有者等による自主管理の促進、民間活力の活用の奨励等を進めていき、徐々に特定建築物と同等の維持管理が可能となるよう、引き続き検討を行うことが適当である。

また、今後の検討の際には、以下の観点が必要である。特定建築物の対象を拡大した場合に、建築物所有者等に過大な負担を強いることがないように、優先的にやるべき衛生管理対策の明確化を図る。ICT の活用を進めることによって、建築物所有者等の建築物の維持管理にかかる労力を下げると同時に、指導等を実施する保健所の業務負担を軽減するといった手法の検討。建築物所有者等が自主管理を行うために必要な、維持管理水準の設定。貯水槽の規模、地下水利用専用水道の利用の有無等に応じた、適切な飲料水の管理方法。中規模建築物の所有者に対するアンケート調査等を実施し、中規模建築物における衛生管理上の問題点を把握」、このようにまとめております。

続きましては、5 のその他です。本検討会での審議の中では、建築物環境衛生管理技術者の兼任要件、建築物環境衛生管理基準で規定する空気環境の調整の基準、特定建築物の要件を中心に御議論いただきましたが、これら以外の観点で、次の提案を頂いております。定期的な検査・測定、点検・清掃等の軽減策の検討、例えば前回の測定以降、用途や部屋の間仕切りなどに大幅な変更がない場合には、測定頻度を緩和することや、空気調和設備の定期点検頻度の軽減といったような御提案がありました。それから、ICT を活用した自動測定等の促進に資するデータの収集、優秀な建築物環境衛生管理技術者の表彰制度の創設といったことを御提案いただきました。

最後、まとめです。「今回、建築衛生設備・機器に関する ICT の状況や国際機関における室内環境基準等を踏まえた検討を行ったところである。今後も ICT の進展や国際的な動向を注視し、適切な建築物衛生管理が確保されるよう、不断の見直しを行っていく」というようにまとめております。事務局からは以上になります。

○倉渕座長 はい。4、5、6 を通して、最後まで一応ざっと御説明いただきましたが、この部分について何か御意見、コメントございますでしょうか。はい、どうぞ。

○秋葉委員 秋葉です。22 ページの 4 の中頃、中規模建築の今後の検討課題について、貯水槽の規模の箇所です。私の発言が分かりにくかったのかもしれませんが。結局、最近の

傾向としまして、はじめは水道事業体からの水道水の水を使用していた建築物所有者等がコスト面などから地下水を利用した専用水道を設置する建築物が増えてきています。そういった建築物では、災害対策としての複数水源の確保から、水道事業体からの水道水と併用しているところがあります。水道水をバックアップ水として使っているところでは、すなわち、普段は事業体からの水道水を使わずに専用水道を使っていることら、配水管内に停滞水が発生しやすく、残留塩素が保持できなくなることで、また専用水道が水道水を急激に使うというときに、配水管路内の圧力変動により管の付着した物、例えば赤水とかが出て、水質管理上の問題が結構あります。

ここの書きぶりを、専用水道、特に地下水利用とか、バックアップ水として使う水とかを、少し踏み込んだ書きぶりにしたほうがよいのではないかと、思いました。以上です。

○倉渕座長 ちょっと、そこは加筆、御提示いただくということで、少し修正を加えましょう。ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○谷川委員 日本ペストコントロール協会の谷川です。中規模のことに関して、ちょっとほかの所もあるかもしれませんが、例えば 22 ページ 5 行目に「引き続き検討を行う」ということとか、13 行目に「維持管理水準の設定」と、それからもう 1 つ、16 行目に「アンケート調査等を実施」とあります。

こういうのは、いつまでとか、継続したとか、何かそういうことというのは必要ないのでしょうか。これ、ただ書いてそのまま終わりでは、何かせつかく討議したのがもったいないような気がするのです。「引き続き」というのはいつ頃とか、そういうことというのはあるのでしょうか、先々のことに関して。こういうことが書いてあると、やはり何かしら行動を起こすべきだと思いますし、ある程度そこら辺のところを、そのまま終わってしまうということではもったいないということで、ちょっと発言しました。以上です。

○倉渕座長 一応、事務局の考えとしては、書いたからには忘れず、何かの機会にはちゃんとやりましょうという、そういう意志表示だということですよ。

○北村生活衛生課課長補佐 そうですね。我々としても当然、ここで書かれたことをもとに、新たな科研費の設定とかをしていくことになると思うのですが、いつまでにとというのは、ちょっと具体的に書くのもなかなか難しく、ちょっと今、ふわっとした書き方にはさせていただきます。

○倉渕座長 報告書に、ここに書いてあるではないかということが、ある種の根拠になりますので、今後きちっとやっていただけると信じて、対応していただきたいと思います。

○成松生活衛生課長 生活衛生課長ですが、書いていただいた以上は、我々はしっかりやる覚悟で受け止めますけれども、今後、優先順位の検討などもありますので、そこはまた、できるだけ早くというのは、我々としてもしっかり考えていきたいと思っています。どういったスケジュール感でやっていくかは、また皆さんと御相談しながら考えていければと思っています。具体的にどこまで、どの時期までというのは、書いていただくのは、なかなか予測しづらいところもあるのかと現実的には思っています。

- 谷川委員 はい、承知しました。
- 倉渕座長 西村先生、どうぞお願いします。
- 西村委員 先ほど、秋葉先生からありました貯水槽の規模、あるいは適切な飲料水の管理方法、これらについて是非、深く掘り下げて御検討いただければ有り難いと思っています。特に小規模等も含めまして、全体的な視野でこれを御指導いただければ有り難いと思っていますので、どうぞよろしく願いいたします。
- 倉渕座長 これについては、事務局と、周りとも相談いたしまして、もう少しフォーカスした表現を工夫していきたいと思います。
- 西村委員 よろしく願いいたします。
- 倉渕座長 ほかはよろしいでしょうか。林先生、どうぞ。
- 林委員 林です。先ほどの 22 ページ、13 行目の「自主管理を行うために必要な、維持管理水準の設定」という表現なのですが、多分、維持管理の水準の設定以外に、結構広く検討する必要があるのだと思うのです。もう少し、「自主管理を行うために必要な、維持管理水準等の検討」ぐらいの表現のほうがいいような気がしました。維持管理水準を設定するだけではちょっと。
- 倉渕座長 具体的にどうやるのかとかですね。どうやってやるということまで踏み込まないと、やれと言ってもできませんということになってしまうので、その辺、確かにそうですね。
- 北村生活衛生課課長補佐 事務局です。「維持管理水準の設定と、その水準を達成するための手段」とか、そういったことまでを書いたほうが良いということですね。
- 林委員 そうですね。それがいいと思います。
- 北村生活衛生課課長補佐 承知しました。ありがとうございます。
- 林委員 以上です。
- 倉渕座長 ほかはいかがでしょうか。高田先生、いかがでしょうか。何か一言ございませんでしょうか。
- 高田委員 報告書の内容については特にありません。ちょっと確認なのですが、報告書の文献の引用とかは、後々付けられるということですのでよろしいのでしょうか。
- 北村生活衛生課課長補佐 おっしゃるとおりです。ちょっと時間が足りなくて、開催状況までしか書けてないのですが、最終的には昭和 40 年代の文献とか、WHO とか、そういった出典は参考文献として記載します。
- 高田委員 そうですね。主語がはっきりしてないので、まるでこの検討会が行ったかのような文章になっている箇所があって、文献を入れるだけでは足りない部分があるのではないかと思いますので、その辺も後々誤解がないように修正していただければと思います。とりあえず、気になったのは以上です。
- 倉渕座長 ありがとうございます。ほかはよろしいでしょうか。
- そういたしましたら、若干積み残しは出ておりますが、おおむね御了承いただいたとい

うことで、また事務局のほうで表現、文章を精査していただいて、より完成したものに近付けていけるよう努力していただきます。私も最後にもう 1 回拝見いたしますし、必要に応じて、また委員の皆様方にも個別に相談させていただきまして、より完成度の高いものに近付けていきたいと思えます。どうもありがとうございました。

そうしましたら、以上で報告書のほうはおしまいということで、議題 2 の「その他」について、事務局から説明をお願いいたします。

○北村生活衛生課課長補佐 議題 2 「その他」です。今回の検討会の議論の 1 つになりました管理技術者の兼任要件の緩和ということで、その緩和要望を提出された三菱電機様から、今回の検討会での議論などを踏まえまして、厚労省に対して建築物衛生管理に関する全般的な意見が提出されました。この提出された意見については、本検討会の建築物衛生の専門家の皆様に、是非御紹介してほしいということでしたので、資料として準備したものです。

資料 2 を説明します。まず、1 枚目の資料ですが、昨年 11 月に規制改革推進会議投資等ワーキングというものがございまして、その際に三菱電機様が御用意された資料です。趣旨としては、IoT 技術を用いるとリモート管理をすることが可能になるので、管理技術者の職務が軽減されるということもあり、今のように 1 人 1 棟という原則をもう少し緩和できるのではないかとというのが、この御意見の趣旨になっております。

(2) の人手不足の緩和にもつながるのではないかとということで示されていますが、この(2)は不正確な部分がありまして、国家試験の合格率は確かに高くないのですが、日本建築衛生管理教育センターで実施されております建築物環境衛生管理技術者講習を修了することでも管理技術者の資格取得は可能です。この講習の修了者と国家試験の合格者を合わせると、こちらで示されている新築件数には上回るだけの人数の方が、毎年資格を取得されているので、直ちに人数が不足しているというわけではありません。ただ、管理技術者が全国に万遍なく散らばっているわけではありませぬので、そういった事情から、管理技術者の人手不足というのが要望としてあったのだらうと認識しております。

その他の意見として、管理技術者が 1 人 1 棟を見るというのが法律で決まっていますが、やはり、1 人管理となると、管理品質がその人の能力によってしまうと、今回の検討会の議論でもありましたが、後進の育成などに課題が出てくるのではないかとということで、この 1 人 1 棟という原則が外れれば、複数人で複数棟をグループ管理することもできるのではないかとということで、こういった要望が昨年 11 月に示されました。

2 枚目、建築物衛生管理全般に関する三菱電機様の意見ということです。読み上げさせていただきます。「前ページの「特定建築物の環境衛生管理技術者の兼任要件緩和」による期待効果のうち、特に(1)IoT 技術を用いたリモート管理の普及拡大については「衛生管理業務の省人化」や「常時センシングによる衛生環境の改善」に繋がるだけでなく、今後 Society5.0 社会に向け、建築物のデジタル管理化も進展させるには重要なものと考えております。

C02、温度、相対湿度と併せて一括して専門業者に依頼して計測している現況において、現行の計測対象が全て維持されると、CO や粉塵、気流に至る全ての自動計測を導入することが費用的な観点から難しい建物もあり得るため、従来どおりの人に頼った計測運用が残り、結果として、IoT 技術を用いたリモート管理の普及が拡大しないことを危惧いたします。

そのためにも、IoT 技術で省力化可能な建物から早期に IoT 化できるよう、建物用途ごとに計測すべき対象を具体化するなどして、環境整備することが重要になると考えます。例えば、統計データを分析の上、比較的衛生環境が良いとされるオフィス用途のみのビルなどと、衛生環境が比較的厳しい建物用途で計測対象を変えるなどです。全ての運用ルールを最も厳しい環境に合わせた場合、全てのセンサーを導入しない限りデジタル管理は普及しませんが、建物領域ごとに変えることで、可能な建物から CO2 と温湿度の遠隔計測によるデジタル管理を先に普及することができ、後から CO や粉塵センサーを追加する際も、比較的容易に対応可能になるかと考えます。

ビルの衛生環境を維持・向上することが極めて重要な論点であることは重々理解しておりますが、同時に、現在国を挙げてデジタル化を進めている最中と当社は理解しております。建物の衛生管理を維持・向上するために、どこまで規制を緩めても大丈夫かという視点に加えて、今回の規制緩和議論を契機として、建物管理のデジタル化を促進するためにはどういう規制であるべきかという視点で引き続きご検討賜りたく、よろしく願いいたします」ということです。資料の説明は以上になります。

○倉渕座長 これはどうすればいいのでしょうか。

○北村生活衛生課課長補佐 今後、厚生労働省において検討するという際の材料というか、視点としてほしいという趣旨でご提出頂いたものと理解しております。

○倉渕座長 ビル管理がなるべく IoT 化できればいいに越したことはないのですが、そうは言っても、今のところ、人でなくてはできないというものが実際、残っているわけで、そのところが本末転倒にならないように、IoT 化のためのビル管理ではないということなので、そこはちょっと本筋がずれないように戒めていかないと駄目だと、気持ちは分かるのですが。そういうことでよろしいですか。

○北村生活衛生課課長補佐 はい。

○倉渕座長 それでは、今日の議論は以上でよろしいですか。本日の議論全般について、何か委員の皆様方から発言したいこと、コメントなどございますか。よろしいですか。

そうしましたら、事務局のほうにお返しいたします。よろしく願いいたします。

○北村生活衛生課課長補佐 ありがとうございます。本日も、貴重な御意見を頂きましてありがとうございます。報告書も御意見を頂いて、修正して、また最後、確認を頂きたいと思いますが、今回で検討会自体は終了とさせていただきたいと思います。

最後に、生活衛生課長の成松より御挨拶を申し上げます。

○成松生活衛生課長 生活衛生課長の成松です。委員の皆様におかれては、1 月から約半

年にわたって合計6回、御議論を重ねていただきました。毎回、貴重な御意見を頂きありがとうございます。特に、新型コロナウイルス感染症の中で、オンラインでやるという、我々もなかなか初めての試みの中で、いろいろと皆さんに御負担というか、途中、会議の進行が中断する等の不手際があったことを、改めてお詫び申し上げたいと思います。順調に議論を重ねていただきましたこと、誠にありがとうございました。

今回は、先ほどより出ております管理技術者の要件、管理基準の見直し、あるいは特定建築物の要件、3,000m²以上というのを見直していくかどうかといった幅広い項目を御検討いただきました。議論の過程で、私も非常に有り難かったのは、あるべき方向性だとか、あるいは何が大事なのかということをしっかり御議論の中で確認いただきながら、ただ、一方で、現実も見据えて、今、何ができるのか、あるいは今後何をしていくべきなのかというのを明確にしながらまとめていただきましたこと、誠にありがとうございました。

先ほど申し上げたように、今回で一定の区切りを付けて、修正すべき箇所はございますけれども、報告書をまとめさせていただくということになります。先ほど宿題が出ましたが、宿題や提起された課題は科研費等でしっかりデータを集めて、次の議論につなげていくということをしていただければと思います。

また、報告書のまとめにもありますとおり、あるいは三菱電機さんからのお話にもありますように、ICTの進展というのは非常に目覚ましい状況でして、また、国際基準というのいろいろな知見で変わってくるということ、その他、ビルの管理に関する状況というのは速いスピードで変わっていく可能性があるということですので、この建築物の衛生行政においても、不断の見直しが必要になってくると思っています。

また、次回以降、新たな検討を行う場合にも、先生方の御知見を是非ともお借りしたいと思っていますので、今回に懲りずお力添えを頂ければと考えております。お願いと、それからお礼を申し上げて、簡単ではございますが私の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○倉渕座長 それでは、以上で建築物衛生管理に関する検討会を終了したいと思います。最初は、このオンライン会議、大分もたもたしましたが、最後は大変スムーズになって、慣れた頃にはおしまいという、いつものパターンですね。

最後に、是非お願いしたいことが、国際的にどうやっているのかがよく分からなくて、是非その辺を調べていただきたいということと、鎌田先生からも御意見がありましたけれども、管理衛生技術者のスコアというのですか、履歴がどういう人なのだということがたどれるような、そういう記録のシステムみたいなものの整備についても、今後、検討していただければ有り難いと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

それでは、委員の皆さん、活発な御議論をどうもありがとうございました。以上で会議を終了いたします。お疲れさまでした。